

会 議 録

1 会議名

上越市入札監視委員会 第2回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【報告】

- (1) ガス水道本支管工事の入札発注について（公開）
- (2) 前回会議の指摘事項等について（公開）
- (3) 発注状況について（公開）
- (4) 指名停止措置状況について（公開）

【審議】

抽出案件の審議について（公開）

【意見交換】

入札制度の現状と課題について（公開）

3 開催日時

平成26年8月29日（金）午後1時30分から午後4時30分まで

4 開催場所

上越市ガス水道局 4階 401会議室

5 傍聴人の数

4人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

- ・委員：佐々木寛子、中島弘、馬場健、山川とも子、山田耕司
- ・事務局：上越市（宮川契約課長、廣田副課長、稲田係長、石田係長、
村山環境保全課長、永井上越科学館長）

上越市ガス水道局（平野総務課長、田村副課長、森口係長）

8 発言の内容

【あいさつ】

馬場委員長： 第2回目ということですが、皆さんよろしくお願ひします。今回は抽

出案件の審議の後に入札制度についての意見を伺う場を設けてありますので、様々な意見を出していただければと思います。

【報告】

(1) ガス水道本支管工事の入札発注について

平野課長： 資料1に基づき説明

ガス水道本支管工事の入札発注についてと、前回の会議で馬場委員長と山田委員から指摘をいただいた内容について併せて説明します。まず、ガス水道本支管工事の発注方法の見直しにつきましては、より競争性を高め、談合などの不正の防止を図るため、本年3月以降の入札発注から設計額が130万円を超える全ての工事を制限付き一般競争入札で発注してきました。また、入札参加資格要件につきましては、地域要件、工種等の要件、業者の格付けの変更を行い運用しています。

入札の状況ですが、本表は7月末までの13回分の入札状況となります。入札参加者数は入札案件ごとに参加した業者数ですので、合計の事業者数は重複した数となります。入札件数は合計で148件執行しています。入札参加事業者数は1,518社で、入札1件あたりの平均入札参加事業者数は10社、最高は26社、最低は2社となっています。新たな入札参加事業者数ですが、延べ数で57社となっています、そのうち市内業者42社、市外業者15社となっており、新たな入札参加事業者の実数は市内業者が4社、市外業者が2社の計6社でした。再入札、再々入札案件についてはありませんでした。

次に前回の委員会での指摘事項について説明します。まず、予定価格を上回った事業者数は延べ65社、制限価格を下回った事業者数は延べ504社で全体の約3割を占めています。無効となった事業者ですが、複数の項目に該当したものがありますので総数の内訳と合計数とは一致していません。見直し後は工事費内訳書と誓約書の提出を義務付けましたが、入札金額と工事費内訳書の価格が一致していない、又は工事費内訳書及び誓約書に不備があったということで延べ72社が無効になりました。無効となった事業者が多数発生したことについては、工事費内訳書の作成等に不慣れな部分があったこと、入札公告に記載した工事費内訳書等の提出書類に関する表記が分かりにくかったことがあるのではな

いかと考えまして、無効となった業者につきましては、その都度理由を説明して注意を促しています。更に入札公告の記載内容を分かりやすく変更したところであり、最近の入札では無効となる件数が減ってきている状況です。落札率ですが、平均落札率は91.26%となっております。昨年4月から12月までの指名競争入札よりも3.24ポイント低くなっているほか、制限価格をわずかに下回っている業者が全体の約3割を占めています。これは、受注を目指す業者間の競争が高まった結果ではないかと考えています。また、全ての事業者から提出される工事費内訳書については、適正な積算を行っているか、他の事業者の工事費内訳書と不自然な類似はないかを確認していますが、不正を疑う案件はありませんでした。制限付き一般競争を継続して、入札結果を見ながら、また地域経済の影響を斟酌した上で、必要に応じて見直しを行っていきたいと考えています。

馬場委員長： 工事費内訳書の作成が不慣れという説明がありましたが、これまでも入札をする時には、基本的に単価を積み上げて積算していると思いますので、書式自体が慣れていない書式だったということですか、それとも今まで積算を割とざっくりやっていたということですか。

平野課長： 確認したわけではないのですが、工事費内訳書も業者によって書式が様々であり、当局は基本的には設計書に応じた形で出してくださいというお願いをしているのですが、違った書式だったため、その影響が出たものと認識しています。

馬場委員長： 内訳書の書式に不慣れな部分があったことと、積算をざっくりと行っていて細かい部分は詰まっていなかったということから適切な工事費内訳書を作ることができなかったということもありうるわけですね。

平野課長： 基本は当局の設計書に合わせた形で出してくださいと書いてあるのですが、工事費内訳書の書式に定めが無かったもので、普段使う書式との違いがあったことによって業者が不慣れに感じたと考えています。

山川副委員長： 今はガス水道局も電子入札システムで入札を実施していますか。電子入札システムでは内訳書をどのように送るのですか。

平野課長： ガス水道局はこの4月から電子入札を実施しています。工事費内訳書はシステムの中で添付できるようになっています。

山川副委員長： 送信段階で職員が見る前に電子入札システム側で書類の不備をチェックし、却下するという事はないのですか。

平野課長： まず、入札に当たりましては入札公告を出します。入札公告には無効要件が記載してあり、工事費内訳書の添付が無い場合は無効ですと記載してあります。また、記載内容に不備があった場合も無効になるとしています。

馬場委員長： 電子入札システムの書類添付は、技術的にどんなファイル形式でも大丈夫なのですか、イメージとしてはエクセルなのですが、エクセルではなくてPDFに変えるとか、手書きしかできない業者であればそれを画像データにして送ることもできるのですか。

平野課長： 電子入札システムに添付する場合ですが、PDFもあれば違う形式（エクセル・ワード等）もあり、システムに不備があった場合には紙で提出することも認めています。

(2) 前回会議の指摘事項等について

馬場委員長： 前回会議の指摘事項について説明をお願いします。

宮川課長： 山川副委員長から資料の金額に関する表記と、入札金額の表記の順番について、それぞれ統一してほしいとの意見をいただきました。事務局で検討した結果、資料に表記する金額は、全て消費税抜きで統一します。また、入札結果は、入札金額の安い順に表記するという事で統一を図り、今回の資料から運用しています。

次に、一酸化炭素警報器の納期遅延に関しまして、馬場委員長と山田委員から意見をいただいております件について説明します。

稲田係長： 馬場委員長から一酸化炭素警報器の納期遅延について、その納品が遅れている間に設置予定施設で一酸化炭素中毒の事故が発生した場合の責任の所在はどうなるのか、判例等も併せて調べて報告してほしいということでした。今回調べましたところ、期間内に設置された警報器が正常作動して事故の発生を防げたということを考慮すれば、納期までに設置しなかった業者の過失として責任があるといえると考えます、ただし、一酸化炭素中毒が発生した原因が市である場合は、施設管理者の立場としての施設維

持管理の不徹底、あるいはそこで勤務をしていた作業員の不注意やそもそも警報器の設置をする時期の是非を問われた場合、当然ながら施設管理者として市の責任はあると考えています。なお、このようなケースについて、判例等がないか、また市法務部門にも照会したところですが当てはまる適当なものは見当りませんでした。

次に山田委員から納期に間に合わなかった間に発生した問題の対応について、契約書に文言を記載することを検討してほしいとのことでした。こちらは今ほど申し上げましたとおり、業者の故意過失による納品の遅れと、その事故の発生に相当の因果関係がある場合は、業者の責任を問えるということですが、様々なケースが考えられ、市と業者の責任の度合いもあるでしょうから、標準的に契約書の中に文言を盛り込むことは現段階では難しいと考えています。他市で示している標準契約書をいくつか参考に見てみたところですが、具体的に文言を盛り込んでいるケースはありませんでした。今後も引き続き検討していきたいと思えます。

馬場委員長： 納期が遅れた場合ですが、他の自治体の契約書にも記載はないのですか。

稲田係長： 納期が遅れている間に事故が発生した場合どうなるかについては、特に記載がありませんでした。

馬場委員長： 事故が発生するまで広げなくて、遅れた場合はどうなるということは記載してありますか。

稲田係長： 現在の市の契約書の中には、一定のペナルティとして遅延日数に応じて違約金を徴収できるとしています。

馬場委員長： これに関連して、山田委員から意見をいただいていると思うのですが説明をお願いします。

廣田副課長： 虚偽の報告をした場合の指名停止の取り扱いにつきまして説明します。虚偽の報告につきましては、物品、工事それぞれに指名停止措置要領が設けてあり、いずれの措置要領にも不正行為又は不誠実な行為として規定があります。業務に関して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる場合は、1箇月以上9箇月以内の指名停止という規定があります。この措置の期間については、前回の会議でも説明したとおり、先例を参考にしながら措置要領に従って期間を定め

ているところです。

馬場委員長： 他市ではどうなのですか。

廣田副課長： 指名停止措置要領は他市でも制度として設けていますが、若干、措置の期間に違いがあります。

馬場委員長： 指名停止の基準になる月数の基準は、先例を考慮して決めるのですか。

廣田副課長： 事情はそれぞれのケースごとにあると思いますが、先例を参考に原案を作成し、指名委員会の審議を経て、期間を定めているところです。

馬場委員長： このケースは何箇月でしたか。

廣田副課長： 2箇月です。

馬場委員長： 今回の件は、先例があまり無い案件だろうと思いますので、今回の件が先例になるかどうかもう一度検討した方がいいかもしれません。生死に関わる部分が非常に大きいということを考えて、正当な理由が無く遅れるということはどう見るか、ある程度考えないといけないと思います。

廣田副課長： 承知しました。

(3) 発注状況について

宮川課長： 資料2（上越市発注分）に基づき説明

田村副課長： 資料2-2（上越市ガス水道局発注分）に基づき説明

馬場委員長： 今の事務局の説明について、質問や意見はありませんか。

山川副委員長： 賃貸借というのはどのような案件ですか。

田村副課長： 印刷機等の機器のリースです。

宮川課長： パソコン等の機器のほとんどがリース契約です。

(4) 指名停止措置状況について

宮川課長： 資料3に基づき説明

【審議】

抽出案件の審議について

馬場委員長： 前回の委員会で上越科学館第2展示室（Eゾーン）更新工事の件が持ち越しとなっていますので、前回の指摘事項等を踏まえて説明をお願いしたいと思います。

<上越科学館第2展示室（Eゾーン）更新工事>

宮川課長： 資料に基づき説明

平成25年11月20日に乃村工藝社と一者随契をしたものですが、業者選定の理由にある報告書作成と工事との関連性について、これまでの経過を含めて報告をとのことでしたので、今回は事業担当課である上越科学館の永井館長と、環境エネルギー学習施設の整備方針に関する報告書を担当した環境保全課の村山課長から説明します。

村山課長： 上越科学館の展示更新につきましては、環境エネルギー学習施設というエネルギー関係の学習と環境保全の視点から展示更新を行うという目的で環境部門で展示更新の基本的な部分の方針を策定するという業務を担当しました。

内容としては、前年度に東京電力から有償で譲渡いただいた展示品を現状の展示室の中にはめ込み、それに併せて地元のエネルギー関係の事業者から寄付していただく展示品とを併せてEゾーンを改修するという基本的なレイアウトと、展示品をいただく事業者にもプレゼンテーションができる内容の基本方針を作り、その後の工事に向けての準備をするという意味合いを持って整備方針策定の業務委託を実施しました。

委託業務を発注するにあたって、業者の選定を上越科学館と相談しながら検討したところですが、博物館という上越科学館の展示の質を配慮して、なおかつこれまで上越市内での博物館・展示館の展示を手がけた業者を探しましたところ、乃村工藝社が小川未明文学館や、埋蔵文化財センターで展示を手がけた実績があることが分かりまして、同様な博物館としての機能を持つ上越科学館の展示方針策定に関しては適切な事業者と判断して随意契約をしました。

永井館長： 報告書作成以降の業務について説明します。環境エネルギー学習施設につきましては、環境保全課と上越科学館とが全面的に協力をしたものです。報告書作成業務の受託業者が工事を施工したことにつきましては、色々な立場から捕らえまして、そこには環境保全課の方針や、展示物に関して上越科学館の思いも含まれています。通常の建築工事などにおきましては設計書のとおり仕事を進めていけば落札業者がどこであろうが、一定の完成が保障されると認識しています。また一般的な自然科学を扱った

科学館展示工事における、物理法則や科学の事象を扱った内容については、その法則を再現できるようなものを作り上げれば一定の水準のものが完成されます。ところが当館展示工事につきましては、当時直江津港に建設途中でありました、直江津LNG受け入れ基地、直江津火力発電所といった地域に密着した素材を扱う展示であったため、プランナーと展示担当者、環境保全課の思いを一致させて作り上げることがよい展示を完成させる肝でありました。その結果報告書に盛り込まれたプラン、展示担当者・上越市の思いという曖昧なところですが、数値化や図示できない、ニュアンスといえるものを展示工事の競争者に公平に理解させることは困難であるという判断に至りました。科学館といいながら情緒的な理由ですが、今回の展示工事についてはこういうものと理解していただきたいと思えます。以上のような理由から報告書作成業者と一者随契が必要と考えました。余談ではありますが、Eゾーンが完成する前年の平成24年度末に環境エネルギー学習施設の第1期工事としてGゾーンが完成しました。Gゾーンが完成した後の平成25年度の入館者実績は前年から約2万人増加し、約10万8千人となりました。報告書と展示工事の企画性が繋がったものと考えています。

馬場委員長： 今の説明に質問等はありませんか。

山田委員： 一貫性は1業者なのであるのは当たり前かと思えますし、業者の選定で知的な内容やニュアンス等で金に換算できない部分があることも理解しています。そうすると価格の中のどの部分が、金に換算できない部分に当たるのでしょうか。

永井館長： 4分の1程度だと思います。どう切り分けるかによりますが、具体的にどの程度がプランニングにあたっているか、切り分けが難しいと思えます。工事本体、展示物購入以外の金額がその位だと考えています。

山田委員： 4分の1だと2,500万円になります。皆さんはどうか分かりませんが、私の感覚では高いのではないかなと思います。2,500万円も払わないとこの工事ができないということですか。

永井館長： ここからここまでがデザイン、プランニングの費用というのは具体的な項目が無いのははっきりとは出てきません。工事の施工に当たっては、上越科学館と環境保全課と展示品を提供していただくエネルギー関連企

業とで詰めながら進めていくということになりますので、曖昧という用語弊がありますが、数字にはしにくいもので、それを踏まえた上で直接工事費以外の金額と言っているわけであり、それがデザインそのものの値段ではない事をご承知おきください。

山田委員： 契約課としても見積金額は適正だったと考えますか。

宮川課長： 適正な価格だったという判断をし、予定価格を設定しました。

山田委員： 中身の評価はしなかったのですか。

宮川課長： 中身の評価については事業担当課で行います。契約課では、その結果、出てきた金額で入札を執行するものです。業務の内容は、事業担当課が精査し、予算執行権者の決裁をもらって執行となります。

山田委員： 事業担当課はどちらですか。

宮川課長： 上越科学館です。

山田委員： 上越科学館がいいといった価格がこれですか。

宮川課長： そうです。

山田委員： 先ほど上越科学館は、よくわからないと言いましたが。

永井館長： そういう意味ではなくて、円単位まで細かくデザインにかかる金額がいくらかは分からないと言ったものです。

山田委員： そんな細かいところまでは求めていません。今の説明だと4分の1くらいの金額とのことでしたのでそういったものです。

永井館長： 概ねそのぐらいではないかと推測されます。具体的にここからここまでがデザイン費用かはわからないとお伝えしたものです。

山田委員： 乃村工藝社と価格の交渉をしましたか。

永井館長： 当然予算がありますので交渉しました。

山田委員： その中でデザインにかかる費用の話が出てきたと思うのですが。

永井館長： 工事全体の金額で交渉することはしますが、展示工事は各項目に対して値段交渉をすることは難しいです。また交渉においても、例えばこの展示品がちょっとおかしいと言うことはできますが、デザインをどうこうすることはなかなか交渉しづらいです。

馬場委員長： この件は2つの理由から業者を選定しているという風に書かれています。1つは報告書の作成に携わっていたこと、もう1つは隣接するGゾーンの工事の実績があることですが、そもそもGゾーンとEゾーンとを

一体的に整備して、当初から1者に発注していた方がより一貫性があり得たのではないかと思います。

更に言えばGゾーンとEゾーンとを切り分けるということになった時に、報告書に基づいて工事がなされるとすれば、報告書を作成することに加えて工事施工もするという一体性を確保して入札する方が合理的であると考えます。予算措置の話も重々承知しているのですが、結果的に同じ業者がやりましたという話よりも、そういう流れの方が納得いくのですがどうでしょうか。

宮川課長： 予算の話がどうしても出てきてしまいます。報告書の作成は競争をして業者を決定したのですが、工事は1年で全てを施工するわけにはいかず、今年はGゾーン、来年はEゾーンというような年次計画に基づき施工するしかありません。

我々は業者選定について、GゾーンをA社で施工するから、必然的にEゾーンもA社が施工すると最初から決めるわけではありません。まず、Gゾーンの工事の入札をどういう形で行うか、基本的には競争であろうと考えています。ただ、競争相手がいるのかいないのかから始まって、競争できるのかできないのかを含めて業者選定を行います。結果として今回のGゾーンの施工については、一者随契にならざるを得なかった部分があります。次に、Eゾーンを施工する時に業者を選定するわけですが、当然候補として挙がってくるのはGゾーンを施工した実績のある業者です。選定の上で一者随契を見合わせる業者がいればよかったです。そうではなかったもので結果としては一者随契をすることになったものです。

馬場委員長： Gゾーンの後にEゾーンの工事を行うことは当然想定できると思います。結果的には施工可能な業者は一者しかいないように見えるわけですが、想像するにGゾーンを整備する段階で、Eゾーンも整備することは決まっていて、Gゾーンが一者随契となれば既にEゾーンを施工できるところはほぼ無いということも、一定程度分かっているといえると思います。

逆の言い方をすれば、GゾーンとEゾーンとを一体的に2年に渡って整備するというのであれば手を挙げる業者がいたのかどうか、その規

模だったらやってもいい業者がいたということが考えられたかもしれませんが、予算との仕組みとの関連があり、必ずしもうまくいかないかもしれませんが、先ほど山田委員の質問にありましたように、金額の問題で1者でも入札に入ってくれば少し結果が変わってきただろうと考えられます。今回は予定価格を算出する段階で、他社から参考見積を徴しましたか。

永井館長： 徴していません。

馬場委員長： 発注方法を工夫することで参考見積がとれる状況も生まれてくるかもしれませんが、入札のメカニズムをもう少し考えてもらって、予算措置の問題はありますが、もう少し予算を節約できる方法を講じてもらうといいのかなと考えます。入館者数が2万人増えたとのことですが、かつ、工事費が9,000万円だったらもっと良かったかもしれないことも考えてしまいます。様々な問題があるかと思いますが、大規模な整備で少数しか参加できないものについては、後ろが付いている入札がありうるのかどうか少し考えていただいた方がいいかなと思います。

山田委員： 他の業者にアクセスする機会があったのではないかという雰囲気はあると思います。

山川副委員長： 水族館の入札があったと思うのですが、かなりの業者が入札を降りたと聞いています。業者とすれば設計の見積りを出す段階でかなりの費用と労力を要しますが、必ずしも落ちるとは限らない中で、費用対効果を考えた時に入札に参加できないとのことでした。概算の参考見積を要求することも難しい場合があるのではないかと考えられます。

宮川課長： 見積りに当たっては、当然、業者もコストがかかります。基本的に市では業者に無料で見積りを依頼し、どうしても費用が必要な場合は申し出るようお願いしています。そういう状況の中で、皆さんに声をかけて見積りをお願いしたところで引き受けることが難しいという意見もあろうと思います。今回の施設の展示については、特殊な部分はありませんでしたが、我々は業者選定の上でGゾーンの工事をやったのでEゾーンの工事が決まっているという風に頭から決めつけてはいません。基本的には競争を原則に考えており、随意契約については随意契約する理由が必要であり、地方自治法や市の財務規則に合致する理由がない限りはできません。

山田委員がおっしゃった複数業者からの見積りについては、普段から各課に対して複数者から徴するよう指導していますが、この案件に関しては特殊な部分があるので難しかったのではないかと推測しています。

馬場委員長： 特殊なものであるということは承知しています。我々は入札が終わった後で単発にしか見ることはできませんが、もう少し業務の一体性が担保できるならば別のシステムを使っていくことも内部で検討しておいていただき、できる限り良質で安くということを考えていただきたいと思います。

<No.1 高田公園スコアボード改修工事>

馬場委員長： 今回は本来であれば根建委員が抽出することになっていましたが、欠席ということで私が11件選びました。考え方は見ていただければわかるように、落札率が著しく低い案件、落札率が100%ないしは100%に著しく近い案件を抽出しました。その他できる限り金額が大きなものを抽出しています。まずはNo.1から説明をお願いします。

廣田副課長： 資料4（No.1）に基づき説明

馬場委員長： 電気系の工事はこのパターンが多いですが、予定価格に比べて入札額が著しく低かった理由はありますか。

廣田副課長： 低入札価格調査の中で出てきたものですが、仕様書に基づいて工事内容を精査していることは確認できました。また、自社で施工できるスコアボードの部分ですが、価格をかなり抑えて入札に臨んでいるということでした。それから構造そのものを支えている建築部分や躯体の補強といった部分を下請け業者との交渉で抑える努力をしており、適正であると判断しました。

委員長ご指摘のように著しく落札率が低かったわけですが、自社で賄えるハードの部分、既製品の部分でかなりの企業努力があったものと推測されます。

馬場委員長： 最初の予定価格を算出する段階では、代理店のようなところから参考価格を取っているということでしょうか。

廣田副課長： 予定価格の算出につきましては、工事発注の前年に実施設計を業務委託として発注しています。それを基に担当課で設計書に近い仕様書を作

って積算した金額を予定価格としています。

佐々木委員： 最低制限価格は無かったのですか。

廣田副課長： 最低制限価格は設計書に基づき発注するものにおいて設けています。今回は限りなく設計書に近い精密なものでしたが、細かな部分は業者からの見積り等を参考にして積算した仕様書でしたので設けませんでした。この工事に限らず、仕様書での発注については最低制限価格を設定することができません。

山田委員： スポーツ施設等に関しまして、利用者側の視点でこういう設備が必要だとか、この設備にしたときにこういう問題点があるとかという意見聴取はするのでしょうか。

宮川課長： 設計の段階で利用者の声を聴取しているのではないかと思います。全くの行政側の独断で決めているわけではないと思います。少なくとも野球団体への意見の聞き取りはしていると思います。

山田委員： 新潟市に新しい施設ができましたが、その施設のボードは利用者の視点が欠けているところがあります。本施設も実際に球場で野球をされる市民の方々が見やすいのかなど、利用者視点に配慮するように担当の方々に伝えていただければと思います。

宮川課長： 担当部署に伝えたいと思います。

<No.2 高田西小学校普通教室棟耐震補強・老朽施設改造工事>

廣田副課長： 資料4（No.2）に基づき説明

馬場委員長： 結果的に、予定価格は3回入札しても落札されない金額だったということになりますが、どういう積算だったのですか。

廣田副課長： 市で設計を組んで発注したものです。積算の単価等は公表されているものと一部見積り単価を使用していると思います。ここからは推測になりますが、業者として労賃など諸々の中である程度の金額設定がされているものと思います。

馬場委員長： 人件費が上がっていることはあるのですか。

宮川課長： 人件費もそうですし、資材の値段が高騰していることもあるようです。

廣田副課長： できるだけ実勢価格に近い単価を採用して設計していますが、発注者側と受注者側との相違があり、1つ1つの小さな違いが合わさって大き

くなると、こういう結果になるのだと思います。

山川副委員長：　今回は特に落札率が高いと思いました。耐震補強や老朽施設改造工事は以前からあったと思います。本案件もある程度過去の入札結果等を参考にして積算されたのではないのでしょうか。

宮川課長：　耐震補強工事だからといってどこの学校も同じ金額になるということでは無く、当然規模は違います。更にこの工事は耐震補強工事に併せて老朽施設改造工事を施工しています。耐震補強工事を施工するタイミングでトイレを直すなどということもありますので、金額についてはばらつきがあるものと思います。

<No.3 大池いこいの森第1 キャンプ場管理事務所改修工事>

廣田副課長：　資料4 (No.3) に基づき説明

馬場委員長：　予定価格と最低入札金額との差が大きいようです。電気工事のように自社で機械を持っているとか、納入する製品の代理店なので安いとかそういうことではないのでこれはどういうことかなと思いました。

廣田副課長：　低入札価格調査の結果について報告しますと、まず仕様書のとおり積算されていたということは確認できました。落札候補者となった業者は現地を確認し、例えばトイレ改修や電装等といった既製品で対応できる部分の価格は抑えたということが調査の中で出てきております。それらについては専門業者から見積りを徴し、ある程度安価な金額で施工できると判断したとのことでした。それに加え業者は自社で落札したいという意思があり、自分で行う作業についても資材・労賃等をある程度圧縮して落札できるようにしたということだそうです。ちなみに選定理由の地理的要件については、頸城区が施工場所で、頸城区・柿崎区・三和区の中から施工場所に近い業者を指名しているものでして、業者にとっては当初から比較的現場を熟知しているといった要因もあったようです。

山川副委員長：　No.1 は入札金額が7,700万円で落札率が59.55%、本案件は入札金額が439万円で落札率が59.24%というように、予定価格に対する入札金額の落差があまりにありすぎて、同じ仕様書に基づく見積りなのにどうしてそんなに違いがでてしまうのでしょうか。

廣田副課長： 大きい工事であればそれだけ利ざやを縮める事ができると思います。
本案件のような小さい工事は必要な額が決まってきている中で、利
ざやを縮められる部分は少ないのではないかと思います。

山川副委員長： この工事は最低金額の入札者と7番目の方とで落差が余りにありすぎ
て、どういう風に業者は見積もってきたのかと思います。この結果でも
適正というのであれば、最初の予定価格が高すぎたのではないかなと思
います。たまたま439万円で落札したのでよかったのですが、もしか
したら740万円に近いところで落札した可能性もあったと思います。

廣田副課長： 推測ですが見積りを出す段階で業者はある程度の利益を見て出すこと
になるのではないのでしょうか。そして実際の本番になるとある程度値引
きし、企業努力する部分があるのではないかと思います。金額の差はそ
れぞれの業者の企業努力であり、私どもは値引きにより工事の質が落ち
ることを心配しなければならないですが、それを防ぐために低入札価格
調査をして、仕様書のと通りの工事ができることを確認しています。

<No.4 明治小学校校舎屋上防水改修工事>

廣田副課長： 資料4 (No.4) に基づき説明

馬場委員長： 落札価格が予定価格と非常に近い額でしたので抽出しました。これも
仕様書での発注ですか。

廣田副課長： 仕様書での発注です。

馬場委員長： 仕様書作成時の見積り額と近い金額で業者が落札したという以外言い
ようが無いということですね。

山川副委員長： それぞれの業者が差のない金額で入札されたのですね。

廣田副課長： 防水工事における資材や工法については色々なものから選べるもので
はないと推測され、その防水工事の割合が全体の90%以上くらいにな
っていること、加えて指名した5者の中から仕様書作成にあたっての見
積りを徴していることからこの案件は予定価格に近い金額で応札された
ものと解釈しています。

山川副委員長： 防水工事は特殊な工事で、施工できる業者があまり多くないのでしょ
うか。

廣田副課長： 防水専門業者は市内本社で10者ですし、専門業者の他に塗装業者で

も防水の資格を持っている業者はいます。ですが工法や資材の調達等の要因で参加が限られる部分があると思います。

<No.5 柿崎中央海岸駐車場料金徴収業務（柿崎区）委託>

稲田係長： 資料4（No.5）に基づき説明

馬場委員長： そもそもシルバー人材センターに委託をすることを前提にしていると考えてよいですか。

稲田係長： 高齢者の雇用の安定及び地域の人材活用の観点を考え、ある程度シルバー人材センターを想定しています。

山川副委員長： 上越市財務規則第135条第3項第4号は具体的にどういう条文なのでしょう。

稲田係長： 高齢者等を雇用してくださいという法律があり、その法律に基づくシルバー人材センターと随意契約ができるという形になっています。上越市財務規則135条第3項第4号ですが、次に掲げる施設等から役務の提供を受ける契約をするときは随意契約ができるということになっていて、その中の1つに高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターという規定があります。

馬場委員長： ある程度単価が決まっているため、見積りを取ってはいるものの内部的には既に決まっている価格とあってよいですか。

稲田係長： シルバー人材センターの中での規定があり、決まっているものと思います。

馬場委員長： 端数まで含めて100%だったのでどういうことなのかと思って抽出しました。市の政策であるということなら納得しました。

<No.6 公営住宅豊購入>

稲田係長： 資料4（No.6）に基づき説明

馬場委員長： これはもう1者から見積りを取ることはできなかったのですか。

山川副委員長： 必ずしも豊業協会に入っていない業者もいると思うのですが。

稲田係長： 協会に入っていない業者もいますので、そこから見積りを徴することはできると思います。ですが、これだけの枚数と住宅の棟数がありますので、組合に発注することが適当と判断しました。

山川副委員長： これからもこういう形で発注していくのですか

稲田係長： 昨年度と今年度である程度の部分を購入したと聞いています。仮に来年度もということになれば、同じような形での発注になると思います。

山川副委員長： シルバー人材センターとは違って畳業協会は営利を目的としている団体で、そことの一者随契は納得できないのですが。上越市財務規則135条第3項第7号というのはどういう条文なのでしょう。

稲田係長： 競争入札に付することが不利と認められるときには随意契約が締結できなくなっているものです。

山川副委員長： 畳を納入できる業者は市内には他にいないのですか。

稲田係長： 畳業協会を入れて4者です。

宮川課長： 畳屋は比較的零細で、入札参加資格申請を出している畳屋は組合以外に3者しかいない状態です。その中で1,092枚を請負っていただくにあたり、それぞれを細かく分けて業者にとり発注の仕方もあるかもしれないですが、畳組合に加入されている業者は必ずしも全者が参加資格をもっているわけではない状態です。小分けにばらまくにしても皆さんのところに行き渡るわけではないため、今回は一括で畳業協会にお願いしたところ。公営住宅の畳の発注につきましては、すべてを畳業協会に発注しているわけではなく、中には小さい規模の発注もあり、それについては町の畳屋や小規模の修繕が出来る業者に発注している経緯もあります。

山川副委員長： この発注は業者がやりやすいというのは分かりますが、行政側が仕事を進めやすいがためという考えはないのでしょうか。

宮川課長： それもありますし、どこに発注するという中で例えば1社あたり2枚や3枚ずつというのは無いと思いましたが組合に発注したものです。

馬場委員長： 選定理由で受注機会の均等といった時に均等という言葉の説明をもう少し書いてもらった方がいいと思います。畳業協会に入っていると、個人で入札にほぼ参加できないわけで、ということになると、個人では受けられないので協会として入札に参加するしかありませんという意味で受注機会の均等ということがいえると思います。

もう一つが迅速な対応という部分ですが、1者だったら何十日もかかってやらなければいけないところを、組合なら1週間で全部変えられますというように、比較対象があると迅速さがどの程度あるかというのが

わかると思います。1者で作業をすれば何日も作業をすることになり入居者が不便に思うといったような色々な理由が挙げられると思います。

<No. 7 本管試験掘工事>

森口係長： 資料4 (No. 7) に基づき説明

馬場委員長： 選んだ理由は落札率が100%であったためです。理由を説明してくださいと言っても難しい部分があると思いますが、何か事情はありますか。

平野課長： 入札の結果としまして、1番札の業者が公告要件を充たしていないということで無効としました。そして2番札の業者の金額がたまたま落札率100%であったということです。

山川副委員長： 無効とした公告の具体的な要件は何ですか。

平野課長： この件に関しては誓約書の提出が無かったものです。誓約書を入札書提出の際に工事費内訳書と一緒に出していただかなくてはならないと定めています。

馬場委員長： 設計書のとおり単価を積算していくと100%の金額になりうるのですか。

平野課長： 積算につきましては、公表されている歩掛りや単価等を使っていますので、全くあり得ないということはないと思います。

佐々木委員： 誓約書では工期を守ることを誓約するのですか。

平野課長： 誓約書につきましては、入札にあたり不正が無いということを誓約するものです。

馬場委員長： 誓約書の書式は任意ではなく、決まっているものですか。

平野課長： 決まっています。

山川副委員長： 業者側のケアレスミスの可能性もありますよね。

平野課長： そういう可能性はあります。

山川副委員長： うかつだったということで受注の機会を逃してしまったということがいえるかもしれませんね。

平野課長： 入札公告に記載してありますし、無効となった業者につきましては無効の理由を通知しています。

宮川課長： 確かにうかつで入札をされた案件だと思います。例えば金額を1桁間

違えたとかがあった場合には、確かにうかつなのだろうと思うのですがルール上それを救って上げることはできません。

<No. 8 中郷浄水場耐震補強工事（ろ過池）その2工事>

森口係長： 資料4（No.8）に基づき説明

この工事は耐震補強工事費として約2割、それに伴う機器の更新工事費が約8割となっており、工事の大部分が機器本体の価格となっています。機器の価格についてはろ過池の集水装置という取扱いが少ない特殊製品であったため、値引き率が低いということから落札率が高くなったと推測しています。

馬場委員長： 落札率が99.59%ということで結果的に1者しか落札の枠内に入らなかったということです。理由を聞いてもどうにもならないですし、なんとも言えないですね。

山川副委員長： 受注者も中郷区の企業ですし、落札金額も予定価格に近いですね。

馬場委員長： 15社市内本社業者がいて応札者が3者というところで、No.9と比べてもう少し応札してもいいのかなと思います。結果には違和感がありますがこれ以上どうこうということはありません。

<No. 9 南部ガス供給所付臭設備改良及び受入増強（電気・機械）工事>

森口係長： 資料4（No.9）に基づき説明

本案件は、ガスに臭いを付ける装置及び受入増強設備の入替工事として、流量計、その他機械、及びガスに臭いを付ける設備は汎用品ではなくメーカーのものを使用しているということで落札率が高くなったのではないかと推測しています。

馬場委員長： これも予定価格の範囲に収まった業者は1者ということですが、そういう風になったのですねということしか言えないですね。

佐々木委員： 何者からか見積りを取られているのですか。

平野課長： No.8は制限付き一般競争入札でしたが、本案件は指名競争入札ということで工事ができる全者を指名したところです。本案件の方は設計の細かい部分には見積りはあるかもしれませんが、全体としては当局で設計したものですので最低制限価格を設定してあります。

佐々木委員： 1者だけ予定価格の範囲内に入るのは不思議だと思います。

平野課長： 今ほどの話で積算にあたっては全てが公表単価ではありません。ガスにはもともと臭いは無く、臭いを付けるための装置は極めて特殊な装置でして、その部分で見積り単価を採用しています。

<No.10 三和区既設監視ソフト・システム移設更新工事>

森口係長： 資料4 (No.10) に基づき説明

予定価格は落札業者からの見積もりを参考にして設定したものです。

馬場委員長： 落札率が100%だったので抽出したのですが、概要の説明を聞き限り100%にならざるを得ないと思うところです。他の業者ができない部分であることは理解しました。

<No.11 水道メーター修理再検定委託>

森口係長： 資料4 (No.11) に基づき説明

予定価格は見積りを参考に設定していますが、見積りを徴した時期と入札の時期とに開きが生じたために、入札金額に差異が生じたものと考えています。また見積りについてはメーター1個あたりの単価見積りで行い、実際の入札は総額での入札としました。我々もまとめて入札すればある程度安くなるだろうという考えはありましたが、予想したよりも実際の入札ではさらに安くなったと考えています。

馬場委員長： 予定価格よりも極端に安かったので、抽出しました。今の説明で、1個あたりの単価の掛け算や足し算をして予定価格を出したところ、スケールメリットが働いて安くなったと考えてよいですね。

山川副委員長： 選定理由ということで希望業者が23者あったにもかかわらず、指名した11者のうち3者が辞退しています。とするとこの3者はかなり安いところで落ちそうだという考えから辞退したということではありませんか。自ら希望しているにも関わらず、どういう理由で辞退されるのでしょうか。

平野課長： 11者につきましては水道メーターの希望業者のうち市内に営業拠点を置く業者全てを指名したものです。3者辞退していることについて、業者に確認はとってはいませんが、発注にあたり何らかの事情があつて辞退

したものと考えています。

馬場委員長： 水道メーターの希望業者とはどういう意味ですか。そこを説明していただくのと納得できると思うのですが。

平野課長： 入札参加資格申請を受付ける時に出す希望業種の中で水道メーターの取扱いをできるかということで確認しています。水道メーターを取扱っているかは会社名からは分からないため入札参加資格申請時に調査をして、その時に申請のあった業者を全て指名したものです。

馬場委員長： 水道メーターの希望業者とは今回の案件をやりたいという申込みをした業者ではなく、入札参加資格申請時に取り扱いできますといった業者だということですね。それが市内では11者いたということで指名したが3者がやらないということで辞退したということですね。

佐々木委員： 落札した業者と8番目の業者では金額に大きな差がありますが、部品が安く手に入るということでしょうか。

平野課長： 業者に確認したわけではありませんが、修理再検定というとメーターの部品の交換になります。材料が安く入った可能性はあると思います。

山川副委員長： 安くても品質が悪ければ、またすぐ交換することになることは考えられないでしょうか、例えばJIS規格等を満たすものですか部品の規格に決まりはあるのですか。

平野課長： 水道メーターは計量法の検定を受けていないと使えないもので、品質が悪いものが入る問題は基本的にありません。

佐々木委員： 落札率が低いのはありがたいことと思うのですが。人件費を削って、仕事を取っているという話を聞くのですが、そういったことを市では調査するのですか。

平野課長： 工事等であれば制度上、最低入札金額が85%を下回った場合は低入札価格調査をしているところです。今回は物品ですので行っていません。

佐々木委員： 仕様書の場合はどんなに安くてもいいというような感じがしてしまいます。

宮川課長： 最低制限価格を設けていない入札については、最低入札金額が予定価格の85%を下回った時に確実に工事を実施できるのかということを業者と担当課と契約担当課でヒアリングをしています。そこで内容について、人件費が不当に削られているとか安全対策を怠っているとかを確認して

間違いなく施工できるということを確認した後に契約をしています。物品については品物の値段ですので、半額で入ることもあるでしょうし、一概に人件費云々という話ではないと思います。

【意見交換】

入札制度の現状と課題について

馬場委員長： 冒頭でお話ししましたとおり、前回の会議で宮川課長から、上越市及び上越市ガス水道局の入札方法が今までどおりでいいのかどうかという観点での議論をお願いしたいという発言があり、7月28日に私と事務局とで意見交換を行いました。結論として、まずは委員の皆さんに意見をいただき、それから答申をするなり、提言をするなりということをしていただこうかと考えました。その中でまず意見をいただくのが大事であろうと考えました。ちょうど合併10年の節目になります、実は私は新潟県の合併の懇談会の委員でもありましてそこで合併の話をしております。この場では皆さんから入札契約に関する意見等をいただければと思います。意見を出していただきたい内容を便宜上ですが大きく2つに分けて、1つがこういう風な入札制度がいいのではないかと入札制度自体に関する事、もう1つが入札監視委員会をどういう風に進めていったらいいのかという監視の方法について、この2つに分けて意見をいただければと考えているところです。そこで今日資料を宮川課長から配っていただいておりますが、説明していただいた後に意見交換をと考えていますのでお願いします。

宮川課長： 参考(上越市入札制度の変遷)に基づき説明

山川副委員長： 入札方法で妙高市が指名審査委員会で決定とありますがどういことですか。

宮川課長： 当市には請負工事指名委員会というものがあります。それは2,000万円以上の工事で業者を指名するに当たり、委員会で審議をし、業者を決定して市長に答申するものであります。妙高市はそういった委員会を設け、その中でどういう入札をするのか、金額ではなくて案件ごとに決めるのだろうと推測しています。

馬場委員長： 現行の入札制度を受けてこういう点を替えたかどうか、今まで入札結

果をチェックしてきた中でこういう点を改善したらいいのではないかと
いう意見があれば、もし、今すぐぱっと言えないといことであれば、2
週間くらいの間で、メールなり紙なりで事務局に出していただければと
思うのですが。まず、とりあえず入札の方式としてこういう点を変えた
らという意見はありますか。

山田委員： 入札方法で一般競争入札が130万円超としている自治体が多い中で、
上越市は5,000万円以上ということです。先ほどガス水道局本支管工
事は130万円超という説明でしたがその他はどのようなのですか。

宮川課長： その他は5,000万円以上です。ガス水道局本支管工事のみ130
万円超を制限付き一般競争で実施しています。

山田委員： 本支管工事とその他を区別している理由は何ですか。

平野課長： ガス水道本支管工事については、昨年12月に端を発しました談合問題
で、談合の疑いがあるということを公正取引委員会に通知をしており、何
らかの対応をすると返答した中で130万円超を制限付き一般競争入札
で実施しています。

山田委員： ガス水道本支管工事以外のものに関しても、同様の恐れがあるという
ことで同様の対応をしてはどうかと思います。他の市町村でも130万円
超が多い中で5,000万円以上は飛びぬけて高いと思います。

宮川課長： ガス水道本支管工事の入札で談合疑惑があったために、130万円超
に変えました。他の入札では疑惑が無いので変えなかったものです。

山田委員： では他の市町村はそういう疑惑が見えているということですか。

宮川課長： それはどうでしょうか。

山田委員： 見えていないから無いと判断するのではなくて、可能性があると考えて
制度の枠組みを作るべきではないかと考えます。130万円超にして制度
上負担が非常にあるとなれば1つの要素かもしれませんが、ガス水道本支
管工事で差支えが無いのであれば制度を拡張することもいいのかなと思
います。

馬場委員長： 130万円という根拠は何でしょうか。

宮川課長： 地方自治法で130万円未満は随意契約ができるようになっており、それ以
上の金額については競争と定められています。

山川副委員長： 新潟市、長岡市と比べて上越市が突出して高いようです。それなりの

理由があつて定められたと思いますが、もっと下げてもいいのではないかと思います。

宮川課長： 徐々に下げている経緯があり、現在5,000万円となっているものです。

山川副委員長： 今後下げるということも考えていますか。

宮川課長： そういうことも含めて検討したいと思います。必ずしも5,000万円がいいのか、何千万がいいのか、その辺は何とも言えないと思っています。

馬場委員長： 現在、指名競争入札をしていることには意味があつて、技術力や色々なものがあるのかと思います。一般競争入札と指名競争入札と制度を別枠にするのか、制度設計を1本立てにするのか、例えば妙高市のように常にある基準は設けておいて、後は個別に方法を決めるのかというように制度設計を考えないといけないと思います。いずれにせよ指名競争入札の意味も考えて下げることになると考えます。

宮川課長： 指名競争入札の基本的な考え方としましては、1ページ下部の〈指名競争入札の基本的な考え方〉にあります。良質な業者の選定ということで、指名することで不適格だと思われる業者の排除が出来ますし、能力が低い業者の排除、品質の確保、トラブルの回避が期待できます。2番目は地元企業の保護ということで、迅速な災害対応・除雪が挙げられます。先週から広島での土砂災害が起きていますが、災害が起きた場合すぐに重機を持って現場に入れるというのは地元業者の心強い部分だと思います。また、当市は除雪が不可欠な土地柄ですので、そういったときに地元の業者がいることは心強いと思います。3番目としては地元企業の育成ということで、技術力の向上や・雇用が広がり地域の活性化が期待できると考えています。

馬場委員長： 意見をすぐにとというのは難しいかと思いますが、後で日程を確認し、9月の中旬くらいを目途に意見をいただければと思います。もう1つの委員会の監視や審議の方法ですが、現在の設置要綱に書かれている内容を変えるというのも1つですし、この中でできることを考えるのもあるかと思っています。どういう風にしたらいいかということで何か意見はありますか。

宮川課長： 今の委員長の話は、今日審議をしたように工事の概要について事務局で説明し、皆さんから意見をいただくというパターンについてどう考える

かということですか。

馬場委員長：　そうです

宮川課長：　当初からこの形で入札監視委員会が行われてきたかと思いますが、もう少しこうしたらどうかという意見があればいただきたいと思います。

山川副委員長：　監視委員会そのものの存在価値を不安に感じる場合があります。入札の結果を説明いただき疑問を述べて、最後に納得して帰っていく形を繰り返しているのですが、私たちの意見が上越市の入札そのものに建設的に生きているのでしょうか。

宮川課長：　入札監視委員会で抽出されて説明を求められるわけですが、どの案件を抽出されるかわからない中で、より適切な入札契約事務の執行が求められていると発注する部署は強く感じており、チェック機能としての効果は十分あると考えています。

山川副委員長：　入札の前の段階が分からない状況があります。入札する前の行為そのものが、私たちや市民の皆さんが疑問に思っているところです。そこを感じているからこそ存在価値そのものを不安に感じています。

宮川課長：　たとえば予算編成の部分ですか。

山川副委員長：　そうではなくて、業者は入札段階では出来上がった数字を入れているのですが、その入札前の段階で何か行為があるのではないかという部分で、市民は疑問に思っていると思います。そう思われているとするなら、監視委員会の存在価値そのものが疑問に感じるわけです。意見交換なので率直に言わせてもらいました。そうであるので99%を超える落札率がなぜですかという意見になると思います。

宮川課長：　私たちがどういう風に予定価格を作っているかというところですか。

山川副委員長：　そうではなくて業者の側です。

佐々木委員：　談合がもしあったとしても入札監視委員会は全く分かりません。結果を見てそう言っているだけで、談合があると判断してこの入札をやり直ししてくださいという権限が無いわけで、何年か委員を務めていますが、制度のお飾りのような感じがしています。

宮川課長：　例えば、入札結果を審議していただいておかしい、入札をやり直せということになったとすると、工事が始まっている事もあるでしょうし、それは不可能かと思います。ただ制度のお飾りという部分につきましては先

ほど話しましたとおりそうではなく、チェック機能として十分働いていると考えています。

佐々木委員： 皆さんが一番気になる部分は談合だと思います。談合に関しては監視委員会の我々にも情報が入ってきません。市民の希望している事柄と監視委員の審議内容がかけ離れていると感じています。既に決まってしまったことを審議しても建設的ではないと思うのですが。

宮川課長： 例えば入札が終わったら、監視委員会を開いて業者を決定するということですか。

佐々木委員： そうではなくて、そもそも談合があるのかないのかということが知りたいのです。

馬場委員長： 談合があるのかないのかという部分を我々は警察権が無いので分かりません。個人的にはそんな権限は付与できるとしても持ちたくはないです。そういう権限が無いので警察のような意味での調査ができない、強制的に入札結果をひっくり返す権限も委員会にはあるわけではない。なので、もしそういう権限を持たせるという提案をされるのであれば、地方自治法の中でどの程度許されるのかを考えなければいけないと思います。できる範囲は限られていると思います。

佐々木委員： 宮川課長がおっしゃったとおり、チェック機能として少し役に立っているとおっしゃっていただければ胸をなでおろす次第です。

山田委員： 私は事後的なチェックでいいのかなと思います。ただ抽出案件ということで単発に行っていますが、抽出案件のNo.9の案件とか皆さんが不思議に感じながら、これだけを見るとよく分からない現状です。こういう入札は過去に何件もあると思います。過去のを並べてみるというのもこの監視委員会の役割だと思います。点で見ても分かりませんが点をつなげば線になります。例えば、業者が順に名前が繰り上げて来るとかが見えるのであれば、それは蓋然性として、あったかも知れないという事がいえるわけなのでそういったことを見るのもいいのではないかと思います。なので抽出案件の中で委員が過去のものを見せてくださいというのであれば、事務局はお手間かもしれませんが、過去のを抽出していただき、この時も落札率が非常に高いとかパターンが似ていれば制度的な問題があることがわかるかもしれませんので、過去の事実からも見ていった方がいいと

思います。

宮川課長： 過去のものをどういう風に関連付けるかというのは考えなければいけません、例えば道路があって去年はここでやって今年はこの部分ですというのであれば、比較は可能かと思います。ただ色々なパターンの工事があるかと思うので、今は実現できたらいいかと思います。

馬場委員長： 今すぐできるかはわかりませんが、今からでも遅くないのでカテゴリー分けを徐々にして頂いて、工事の種類や規模などで分けて表を作り、その表を基に抽出すると、どの規模でどういう業務でどういうことかというのかぱっとインデックスがついて出せるようになると思いますし、例えば電気工事であれば、過去同じ規模でどういう入札があったか抽出できて、並べて見てみると、実はぐるぐると落札業者が回っていたりという可能性があり、そうなったら何となく変だという意見が出ると思います。そういう意味でデータベースをすこしずつ構築してチェックしていくのも1つのパターンかなと思います。

電子入札をやってくよようになったら割とカテゴライズが楽になるのではないかと思います。たまたま、私は国土交通省の入札監視委員会に入っているので何となく考えることもあるのですが、今回、上越科学館の方に来てもらいましたが、来ていただいて話を聞くと、何となくいろいろわかったこともあって、こちらの伝えたいことも伝わって、抽出案件の数を減らしてでも担当者を毎回呼ぶのも1つかなと思いました。結局、契約課の方が常に説明をしなければならない、内部で説明しているものとは思いますが、我々に対して事業担当者から説明していただくと、少し意見交換になり、その後のフィードバックの部分で次の入札の時に委員会を踏まえてちょっと変えてみようかとなるかもしれないと思います。そういう意味で伝言ゲームにならずに伝えられるのはいいかなと思わなくもないです。ただ、必ずこの時間帯に来てくださいと言わなければいけないのでつらいかなと思わなくもなく、実施ベースで考えないといけないとは思っています。

宮川課長： 例えば高田公園のスコアボード改修工事であれば、体育課の職員から来てもらって、審議の時に対応してもらえるのであれば、我々も心強いと思います。ですが各総合事務所の仕事もあり、ここに来るまで時間がかかる

こともありますのでなるべく早めに抽出案件を出していただける様な形でしながらできればいいかなと考えます。正式ではないので今後もう少し揉んでいただきたいと思います。

馬場委員長：他に委員会のあり方に対する意見はありますか。無ければこれについても、2週間後くらいで、9月12日はどうですか。それまでにメールかFAXかその他もろもろで意見をいただけますか。

宮川課長：電話でもなんでも結構ですので、意見として頂ければと思います。

佐々木委員：強制ではないですか。

馬場委員長：強制ではありません。頂いた意見を宮川課長のもとで調整をしているんな議論をして、うまく形になれば10月なり11月なりに会議を開いて、市長に提案できればと思います。

【その他】

馬場委員長：他に事務局から何かありますか。

宮川課長：通常ですと次回の会議の案内を差し上げるところですが、今委員長からのおり来月12日までにご意見等ありましたらちょうだいし、それを事務局でまとめて、委員長と相談しながら提言なりになるのかならないのか分かりませんがまとめさせていただき、必要があれば臨時会のご案内をさせていただきたいと思います。それについては早めに連絡をいたします。

馬場委員長：長時間にわたりありがとうございました。これで本日の委員会を終了いたします。

9 問合せ先

総務管理部契約課工事契約係 TEL：025-526-5111（内線 1308）
E-mail：keiyakuka@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。